



令和 7 年 1 月 2 9 日
北 海 道 開 発 局

一級建築士の懲戒処分について

北海道開発局は、一級建築士に対し建築士法第 10 条の規定により、別紙のとおり戒告処分（令和 7 年 1 月 7 日付け）を行いましたので、公表します。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 都市住宅課 まちづくり事業推進官 竹本 秀子（内線 5866）

事業振興部 都市住宅課 課長補佐 岩崎 弘輝（内線 5873）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>



一級建築士の懲戒処分について

1 ^{しばた たかし} 柴田 隆（登録番号 第 200187 号）

① 処分をした年月日

令和 7 年 1 月 7 日

② 処分の内容

戒告

③ 処分の原因となった事実

建築士法第 22 条の 2 の規定により同条第 1 号に定める講習（以下「定期講習」という。）を受けなければならないにもかかわらず、少なくとも、平成 31 年 4 月 1 日から令和 5 年 10 月 31 日までの間、定期講習を受講していないため、令和 6 年 1 月 12 日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった。

2 ^{やまたに けんたろう} 山谷 憲太郎（登録番号 第 29317 号）

① 処分をした年月日

令和 7 年 1 月 7 日

② 処分の内容

戒告

③ 処分の原因となった事実

建築士法第 22 条の 2 の規定により同条第 1 号に定める講習（以下「定期講習」という。）を受けなければならないにもかかわらず、少なくとも、平成 31 年 4 月 1 日から令和 5 年 10 月 31 日までの間、定期講習を受講していないため、令和 6 年 1 月 12 日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった。

3 ^{くぼた かつみ} 久保田 克己（登録証番号 第 1322 号）

① 処分をした年月日

令和 7 年 1 月 7 日

② 処分の内容

戒告

③ 処分の原因となった事実

建築士法第 22 条の 2 の規定により同条第 5 号に定める設備設計一級建築士定期講習（以下「定期講習」という。）を受けなければならないにもかかわらず、少なくとも、平成 31 年 4 月 1 日から令和 5 年 10 月 31 日までの間、定期講習を受講していないため、令和 6 年 1 月 12 日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった。